

広報



# あそう

1999

2

vol. 531



自分の悪い鬼を追い出そう（2月3日、麻生幼稚園）

# 4月から

## ごみの出し方が変わります みんなルールを守りましょう

私たちの周りには、ごみが氾濫しています。毎朝届く新聞紙、食事の前後の台所ごみ、スーパーやコンビニの買い物袋、ジュース類のビン・缶・ペットボトル、乾電池や家電製品・・・今は豊かなモノにあふれ、ライフスタイルが変わり、毎日の生活が、ごみと共生しているといつても過言ではありません。

昔は、生ごみは庭に埋めたり肥料にしたり、紙類のごみは庭先で燃やしたりと、どこの家庭でも自家処理が当たり前でした。時代が移り、ごみ処理が行政の手に委ねられてからは、集積所が設置され、処分場が建設されての共同処理となりました。

また、近年は、ごみ焼却時のダイオキシンや一酸化炭素の発生、最終処分場の地下水汚染を徹底的に低く抑えることが義務づけられ、人体や大気へ影響を及ぼすことへの対策が求められています。

現在の処分場は築後16年が経過し、更新時期に入りその役目を終わろうとしています。麻生、北浦、玉造の3町

や3町で構成する環境美化組合では、新施設（来年春に完成）を建設し、新しいごみ対策に着手しました。

大量生産・大量消費・大量ごみ排出社会からリサイクル循環型社会へ

この新施設の考え方は、ダイオキシンや一酸化炭素対策、地下水対策も万全のことながら、ごみの「リサイクル」が基本です。「捨てる」ことから「再利用」への転換です。ペットボトルが資源ごみとして扱われ、衣類等にリサイクルされます。このことは、限りある資源を大切にすることにもなります。

ごみに対する一人ひとりの身近な行動が「環境にやさしいまちづくり」「地球環境を守ること」につながります

今やごみ対策は行政の力だけでは解決できません。町民の皆さん協力があつてはじめて、「きれいなまち」「環境にやさしいまち」をつくることができます。「ごみをきちんと分別」しから始めましょう。

※4月1日（木）からは、正しく分別されていないごみは収集されません。ごみの分け方・出し方をきちんと守りましょう。

これまで

- ①可燃ごみ（紙くず、紙おむつ台所ごみ、ペットボトルなど）
- ②不燃ごみ（ビン、缶、なべ、コップ、せとものなど）
- ③有害ごみ（電池、蛍光灯など）
- ④紙類の資源ごみ（新聞、チラシ、雑誌など・ストックヤードへ）
- ⑤粗大ごみ

→直接美化センターへ



これからは（4月から）

- ①のペットボトルは資源ごみへ  
→青色コンテナへ
- ①のペットボトル以外は同じ
- ②の不燃ごみ

→赤色コンテナへ

- ③の有害ごみ
- ②のビン、スチール・アルミ缶

は資源ごみへ →青色コンテナへ

- ④・⑤は同じ

●「正しい家庭ごみの出し方」家庭保存版

区長さんを通じて各家庭に配布します。見やすい場所に貼って、家庭の中でごみの分別について話し合ってください。

## 家庭ごみの出し方

●青色コンテナ・資源ごみ回収用

区長さんを通じて、3月上旬に各戸に1個を無償配布します。2個目からを希望する方は、役場で購入してください。

●赤色コンテナ・不燃・有害ごみ回収用

従来のコンテナです。不足している方は役場で販売しますが、市販のコンテナでも同様な形状であれば使用していただいて構いません。

●スプレー缶ガス抜き器

スプレー缶やカセットボンベによる爆発・火災事故が発生しています。事故を未然に防止するために配布します。区長さんを通じて、3月上旬に各戸に1個を無償配布します。

スプレー缶等は、中身を完全に使いきり、必ず火の気のない所で穴を開け、不燃ごみとして出してください。

# —— 基本は正しい分別から ——

# 新しいごみの出し方

☆ペットボトルは資源ごみです：青色コンテナへ

<p><b>可燃ゴミ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●なるべく透明な袋で。</li> <li>●平成12年度より指定袋を予定しています。</li> </ul>	<p>台所ゴミ 水をよくきり袋の口をしっかりとしばってください。</p> <p>使い捨てライター 使いまてから出ししてください。</p> <p>生ゴミはなるべくゴンボスターで処理してください。</p> <p>食品トレイはスーパーの店頭などでサイクル回収している店もあります。</p> <p>●カスミ麻生店 ●セイミヤモール麻生店</p>	<p>毎週 月・木曜日</p>
<p><b>不燃ゴミ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●赤色コンテナで。</li> <li>●資源ゴミの缶、瓶、ペットボトルは入れないでください。</li> <li>●コンテナに入らないものは、直接美化センターへ自己持込みしください。</li> </ul>	<p>なべ・やかん・カップ・せとものなど</p> <p>植木鉢 プラスチック製のものは可燃ゴミです。</p> <p>ポット、小型電気製品など</p> <p>スプレー缶は完全に使いきり、穴を開けてガスを抜いてください。</p> <p>金属製のキャップ・王冠</p> <p>ガラス・刃物類は紙に包むか袋に入れ、キケンと書いて出してください。</p>	<p>第1・3 木曜日</p>
<p><b>有害ゴミ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中身の見える袋に入れて、不燃ゴミを入れたコンテナの上部に乗せて出してください。</li> <li>●平成12年度より指定袋を予定しています。</li> </ul>	<p>袋には有害ゴミと書いてください。</p> <p>●コンテナに入りきらない蛍光灯は直接美化センターまで。</p>	<p>第1・3 木曜日</p>
<p><b>資源ゴミ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●青色コンテナで。</li> <li>●缶、瓶、ペットボトル以外は入れないでください。</li> <li>●油缶、油瓶は大小問わず不燃ゴミにしてください。</li> </ul>	<p>金属性キャップ -不燃ゴミへ プラスチックキャップ -可燃ゴミへ</p> <p>ビン 中身はすて、中をゆいでください。</p> <p>PET このマークのあるもののみです キャップ・ラベルを取り除いて中をゆいでください。</p> <p>青色コンテナ ※ビール瓶などは、販売店または資源ゴミ回収団体へ。</p> <p>アルミ・スチール缶 (飲料用のみ)</p>	<p>第1・3木曜日を除く 月・木曜日</p>
<p><b>紙類の資源ゴミ</b></p>	<p>新聞・チラシ・雑誌はそれぞれに分け、ひもで十字にたばねてください。</p> <p>段ボールは折りたたんで重ね(60~80cm)、ひもで十字にたばねてください。</p> <p>時間 午前8:00~午後5:00 地区 町公民館 設置 ストックヤード (資源回収所)</p>	<p>毎週 土・日曜日</p>
<p><b>粗大ゴミ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大型電気製品</li> </ul>	<p>※搬入できないものもありますので、事前に美化センターへ確認してください。 ※200kgまでは無料です。超過分のみ10kgにつき50円。 ※直接搬入できない方は許可業者を紹介します。(有料) ※産業廃棄物は受けできません。 ※できるだけ販売店回収をご利用ください。</p> <p><b>収集できないもの</b></p> <p>産業廃棄物、事業系ごみ、農機具、塗料、劇毒物(農薬など)の空容器など、処理が困難なものは収集できません。</p>	<p>新しい美化センターの完成予想図</p>
<p><b>霞ヶ浦北浦清掃大作戦</b></p> <p>3月7日(日)</p> <p>午前8時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施方法は、地区の区長さんの指示に従ってください。</li> <li>●当日の粗大ごみは美化センターへは搬入できません。</li> <li>●当日搬入できるごみは、空き缶、空き瓶、燃えるごみ（粗大ごみを除く）だけです。</li> <li>●家庭ごみは取り扱いません。</li> </ul>		<p>今年夏に一部稼働し、来年春には本格稼働します。</p>

# 第1回臨時会

町議会の第1回定例会が1月20日開催され、専決処分の報告1件と議案8件が提出され、町職員の給与改定条例を除く8件が承認・議決されました。

## 報告

### 一般会計予算の補正を承認

一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ9492万9千円が追加され、歳入歳出それぞれ63億2973万3千円になり、この専決処分が承認されました。

### 消防団員の定数が510名に

「町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部が改正され、団員定数が従来の526名から510名に削減されました。

### 一般会計予算が補正

10年度の一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ312万5千円が追加され、歳入歳出それぞれ63億3285万8千円になりました。

### 下水道特別会計予算が補正

10年度の下水道事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ9000万円が追加され、歳入歳出それぞれ6億1953万9千円になりました。

### 交通事故の賠償金支払いと和解

行方郡公平委員会委員の阿須間邦治氏（北浦町）が3月9日付で任期満了のため退任し、後任に若泉亨氏（玉造町）が選任されました。  
 ②町職員給料のベースアップなし  
 10年度の町職員の給料のベースアップ（平均76%）等を盛り込んだ「町職

## 議案

ごみは、そこにあるだけで環境の美しさを損ないます。でも、それ以上に環境に良くないのは、ごみの処理過程で発生するダイオキシンなどの有害物質、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加です。  
 ダイオキシンは、塩化ビニールや塩化ビニリデンなどが燃えるときに発生する化学物質で、がんや胎児の奇形を引き起こすなど、健康にたいへん有害な物質です。このダイオキシンは、産業廃棄物からだけでなく、私たちがごみとして出す食品ラップやプラスチックなどが燃えるときにも発生します。

また、大量のごみを燃やすときには、当然、大量の二酸化炭素が発生します。モノがつくられるときにも、大量のエネルギーを使い、大量の二酸化炭素を排出しているわけですから、モノを捨てるという行為は、二重の意味で地球温暖化に加担していることになるのです。

●③消防団員の退職報償金が改正  
 「町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」の一部が改正され、勤続5年以上の団員に支給される退職報償金が、5千円から1万円引き上げられました。

員の給与に関する条例」の一部を改正する条例が否決されました。  
 なお、職員の給料等は人事院勧告などにより、国家公務員に準ずることとされています。

## ごみをもっと減らすには

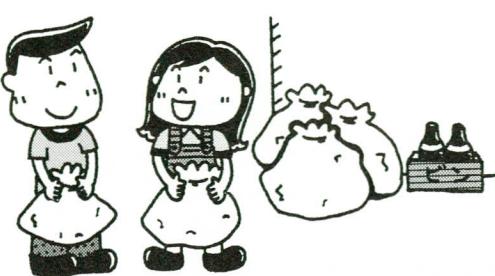
このような環境汚染を防ぐためには、その根源であるごみを極力減らすことです。ごみを出す前に、ごみを出さない努力がもつと必要です。そのためには私たちができること、それは「3つのR」です。

第1に "Reduce" - ごみを出さない暮らしを心がけること。過剰包装を避けるなど、ごみの発生を抑えることです。

第2に "Recycle" - リサイクルにまわして原材料として再資源化すること。紙類や缶類、びん類などはごみではなく資源の一つなのです。

第3に "Reuse" - 使用済み製品を再使用する。

ごみの中身をよく見れば、本当に捨てるべきものは、ごくわずかなかも知れません。



●ごみを減らす3つのR



# (地域振興券)

- 交換、譲渡、売買はできません。
- 使用できるのは、交付対象者本人またはその代理人・使者の方に限ります。



(保護停止中の方及び保護施設等を利用しているいわゆるみなし保護は除きます)

- ③児童福祉法にいう乳児院、児童養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に入所している方
  - ④老人福祉法にいう養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入所している方
  - ⑤身体障害者福祉法にいう身体障害者更正施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（身体障害者福祉工場を除きます）に入所している方
  - ⑥精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者援護施設に入所している方
  - ⑦売春防止法にいう婦人保護施設に入所している方
  - ⑧進行性筋萎縮症者療養等給付事業にかかる療養担当機関に入所している方
  - ⑨国立療養所等の重症心身障害児及び肢体不自由児の委託病棟に入所している方
  - ⑩心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の規定より、心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所している方
  - ⑪婦人相談所の一時保護所の入所している方
  - ⑫原子爆弾被爆者養護ホームに入所している方
  - ⑬厚生省組織令にいう国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設及び国立精神薄弱児施設に入所している方
  - ⑭老人福祉法に基づき養護受託者に委託されている方
  - ⑮らい予防法の廃止に関する法律に基づき援護を受けている方
- ※〔注〕③～⑯に掲げる施設に通所している方は含まれません。

## ③ 65歳以上 (昭和9年1月1日以前生まれ) の方で、平成10年度分の町民税（所得割のみ）が課せられなかつた方であつて、平成10年7月1日以前から **ねたきりまたは痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている方**

町民税（所得割のみ）が課せられていない方には、本人が他の方の平成10年度分の町民税額の算定に当たって、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に市区町村民税（所得割のみ）が課せられていないことが必要です。

なお、以下の方は除きます。

- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設に入所している方
- 病院・診療所または老人保健施設に平成10年9月30日以前から継続し入院（入所）している方

## ④ 65歳以上 (昭和9年1月1日以前生まれ) の方で、平成10年度分の **町民税（所得割、均等割両方とも）が課せられなかつた方**

町民税（所得割、均等割両方とも）が課せられていない方には、本人が他の方の平成10年度分の町民税額の算定に当たって、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に市区町村民税（所得割、均等割両方とも）が課されていないことが必要です。

# 麻生町お買い物券

交付開始日  
3月23日

- ◆交付額は1人につき2万円です。
- ◆町内の登録店で使えます。
- ◆額面は1,000円、おつりはもらえません。
- ◆有効期間は交付開始日から6ヶ月以内です（9月22日まで）。

麻生町お買い物券は以下の方に交付されます。

（平成11年1月1日が基準日です）

① 15歳以下（昭和58年1月2日以降生まれ）の児童が属する世帯の世帯主の方  
(外国人登録法にいう永住者、特別永住者を含みます)

②-1 次のいずれかの年金または手当を受給できる方

（15歳以下の方であって、その方の属する世帯の世帯主が上記1に該当する場合を除きます）

①老齢福祉年金

②障害基礎年金等

ア. 年金証書の年金コードの先頭3桁が「635」または「265」

イ. 年金証書の年金コードの先頭3桁が「535」または「062」

③遺族基礎年金等

ア. 年金証書の年金コードの先頭3桁が「275」または「285」

イ. 年金証書の年金コードの先頭3桁が「645」、「072」、「082」または「102」

（例）国民年金証書の基礎年金番号

（年金コード）

○○○○ ○○○○ ●●●○

④児童扶養手当

⑤特別児童扶養手当

⑥特別障害者手当

⑦障害児福祉手当

⑧福祉手当（経過措置分）

⑨原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）

※〔注1〕②のイまたは③のイの受給者については、平成10年度分の町民税（所得割、均等割両方とも）が課せられなかった方（本人が、他の方の平成10年度分の町民税額の算定に当たって控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、当該他の方に市区町村民税（所得割、均等割両方とも）が課されていないことが必要です）が交付対象となります。

〔注2〕⑤の特別児童扶養手当については、手当の制度上の受給者は親または養育者となっていますが、16歳以上の障害児の方については、障害児本人を交付対象としています。

②-2 措置施設に入所している等次の要件に該当する方

（15歳以下の方であって、その方の属する世帯の世帯主が①に該当する場合を除きます）

①児童福祉法に基づき里親に委託されている方

②生活保護法に基づく「被保護者」（外国人を含みます）

# こうみんかん・えいがまつり

平成11年3/6(土)・3/7(日)

☆会場＝麻生町公民館

申込み＝2/15から公民館にて入場整理券を頒布します  
当日混雑時は、事前に入場整理券購入の方を優先します

水中モードに変身したモスラが  
さらなる大変身！最強の敵に挑むモスラ

第十作目を迎えた「釣りバカ日誌」  
今度はなんと時代劇に衣替えして登場!!



涙あり、友情あり、バトルありの  
アクションアドベンチャーが始まる!!

「本当の恋」は、人生に一度あるか  
ないかではないでしょうか。

最強のポケモンは誰だ？！

最強の敵、最後の姿

時代劇で大笑

これが一人ひとり「最後の恋」

開催期日	整理券 1人200円		
3/6(土)	昼	ポケットモンスター ミュウツーの逆襲	午後1時00分～2時40分
	夜	モスラ3 キングギドラ来襲	午後2時50分～4時10分
3/7(日)	夜	時雨の記	午後6時00分～7時57分
	昼	花のお江戸の釣りバカ日誌	午後8時07分～9時57分
3/7(日)	昼	ポケットモンスター ミュウツーの逆襲	午後1時00分～2時40分
	夜	モスラ3 キングギドラ来襲	午後2時50分～4時10分



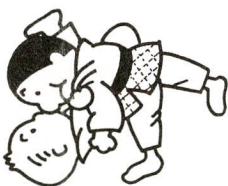
主催＝麻生町公民館 ☎ 72-1573

平成11年度

# 施設の夜間使用申し込み 受付中

お問い合わせは、町民運動広場（町民体育館）へ。☎ 77-0791 FAX 77-0667

## 町民体育館



### ■使用条件

10名以上で、スポーツ安全協会傷害保険に加入している団体

### ■使用期間

4月から9月までの6か月間

### ■申込方法

所定の使用申込書を3月12日（金）までに、町民体育館に提出してください。

※スポーツ安全協会傷害保険のパンフレットおよび加入申込書は、町民体育館にあります。

### ■使用申込団体代表者による使用調整会議

3月18日（木）午後7時から、町民体育館で使用調整会議を開催し、使用日時を決定します。

## 小中学校体育館

### ■使用条件

10名以上で、スポーツ安全協会傷害保険に加入している団体

### ■使用期間

4月から12年3月までの1年間

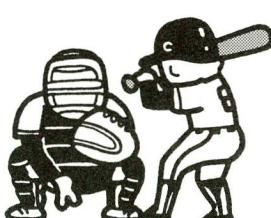
### ■申込方法

所定の使用申込書を3月12日（金）までに、町民体育館に提出してください。

※スポーツ安全協会傷害保険のパンフレットおよび加入申込書は、町民体育館にあります。

### ■使用申込団体代表者による使用調整会議

3月19日（金）午後7時から、町民体育館で使用調整会議を開催し、使用日時を決定します。



上手に利用してください  
— 高齢者のための在宅福祉サービス —

平成10年10月1日現在、麻生町の人口は16,892人、このうち65歳以上が3,778人で高齢化率は22.4%となっています。県の平均が15.6%ですから、確実に高齢社会といえます。

このような状況の中、介護を必要とする人が増える一方、「老老介護」という言葉もあるように、介護する家族も高齢化する傾向にあります。

町では、介護負担を少しでも軽減していただくために、次のような高齢者のための在宅福祉サービスを実施しています。



**町の在宅福祉サービス事業**

事業名	対象者	サービス内容	期間・回数	利用料金	必要書類	申込先
日帰り介護 (デイサービス)	65歳以上の寝たきり・虚弱老人、重度心身障害者	食事・入浴のサービス、リハビリ、生活指導、レクリエーションなど	月～金曜日 8:50～16:30 原則週1回	1日 600円	利用申請書 承諾書 診断書	民生委員または保健福祉課もしくはデイサービスセンター(72-3571)へ
在宅介護支援	65歳以上の寝たきり・虚弱・痴呆性老人	電話や面接による介護相談、各種保健・福祉サービス紹介、申請等の代行、介護用品・機器の展示・使用説明など	月～金曜日 8:30～17:30	無料		直接介護支援センター(72-3571)へ
訪問介護 (ホームヘルプ)	65歳以上の寝たきり・ひとり暮らし老人、重度心身障害者	掃除・買い物・洗濯・食事の用意 清拭・排泄・入浴の介助など	月～金曜日	0～940円 (7段階)	利用申請書	民生委員または保健福祉課へ
短期入所生活介護 (ショートステイ)	65歳以上の寝たきり・痴呆性老人	特別養護・養護老人ホームで、一時的に預かり介護	原則7日以内	1日 2,230円	利用申請書	民生委員または保健福祉課へ
中期入所生活介護 (ミドルステイ)	65歳以上の寝たきり・痴呆性老人	特別養護・養護老人ホームで、一時的に預かり介護(入所要件に制限あり)	60日以内 (ショートステイの期間を含む)	1日 2,230円	利用申請書	民生委員または保健福祉課へ
紙おむつ支給	65歳以上の寝たきり老人	寝たきり老人に対し紙おむつを支給	月30枚限度	無料	利用申請書	民生委員を通じて保健福祉課へ
日常生活用具給付	65歳以上の寝たきり・ひとり暮らし老人	特殊寝台、浴槽、マットレス、特殊便器、入浴担架、体位変換器などを給付		0～全額 (7段階)	利用申請書	民生委員または保健福祉課へ
緊急通報システム	65歳以上のひとり暮らし老人、ひとり暮らしの重度心身障害者	ボタンひとつで消防署に直結する通報機器を設置	貸与の場合は必要なくなるまで	0～全額 (7段階)	利用申請書 利用誓約書	民生委員または保健福祉課へ
愛の定期便	65歳以上のひとり暮らし老人	牛乳またはヤクルトを宅配サービス	月15本	無料	利用申請書	民生委員を通じて保健福祉課へ
給食サービス	65歳以上のひとり暮らし老人	自宅に弁当を配達	月1回1食	無料	利用申請書	民生委員を通じて社会福祉協議会へ
介護慰労金支給	65歳以上の寝たきり・痴呆性老人を介護している方に対して支給		年1回80,000円 (県50,000円、町30,000円)		申請書 (寝たきり老人等登録が必要)	民生委員を通じて保健福祉課へ
訪問入浴	寝たきり老人、重度心身障害者	移動入浴車による入浴サービス	月2回	1回 2,000円	利用申請書 承諾書 診断書	民生委員または保健福祉課へ

表中の内容、料金等は改正する場合があります。

詳しいことは、役場保健福祉課にお問い合わせください。(☎ ② 0811)

こんにちは保健婦です

テーマ

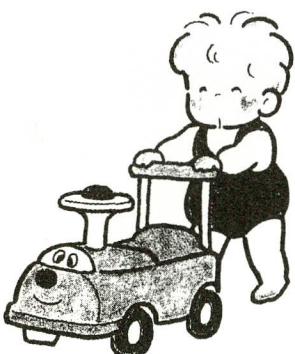
# はいはいを見直そう

やさしく、つま先立って歩くようになる。肩や腕の力も弱いので、手が不器用な傾向がある。腰に負担をかける。

「はえば立て、立てばあゆめの親心」と昔からよくいわれます。そして、早く立って歩くのを喜ぶ風潮がありますが、その時期に必要な運動ができることが一番大切です。

では、赤ちゃんの発育というのは、いつたいつ頃からどんなことができるのでしょうか。個人差はありますが、一応の目安を知っておきましょう。

子供の成長は、一つひとつ階段を上るように積み上げていくことです。早く何をしたからと、現時点で喜ぶのではなく、長い目で先々どうなるかを考えましょう。



## ●望ましい発達のめやす

10か月	横向きから寝返りをする
5か月	あお向けから、うつ伏せになる
6か月	両手を突っ張って、後ろへ移動する
8か月	両手を突っ張って、前へ移動する
9か月	はう力で自分で起きあがつてすわる。つかまり座りから、つかまり立ちへ
10か月	はう力で自分で起きあがつてすわる。つかまり座りから、つかまり立ちへ
11か月	つたい歩き
12か月	歩き始める
13～15か月	歩き始める

はわないと、なぜ、わるいのでしようか?

- 背筋、太股の筋肉、ふくらはぎ、おしりの筋肉が弱くなると姿勢が悪くなる。
- 歩行器を使った場合は、内股になり

自力でやらせないで、手助けしたり、歩行器に入れたりしても決して本人のためにならないのです。おんぶやだっこ、おすわりで体の動きをおさえないので、いつも床の上でコロコロと遊びながら、運動の発達を覚えさせるようになります。

・2歳を過ぎたら、どんどん散歩をさせましょう。どろんこ遊びや砂遊び、散歩とともに土や砂に親しむ子にしてください。

浜椎畑畠高森大菅小飯矢中坂荒高花新根塚村簗内杉  
田名木木橋山橋谷澤島幡根本張須 橋本木輪山山  
氏名は新字で表示しています  
秀子實よし夫江道る美衛次助衛男らよ道雄サウ翔ヨ江い博  
67828687789063738281827552858978886694065718483  
市右衛門市右衛門  
信孝昇昭代る一衛子義き一ノ一雄雄う一  
井井小島島於天天天新小四白白矢矢麻麻麻麻富住  
貝貝高並並下掛掛掛宮牧鹿浜浜幡幡生生生生生田所

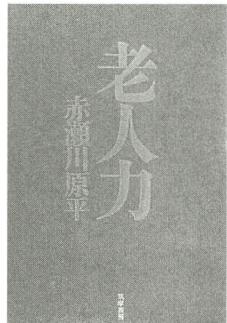
戸籍の窓口  
おめでとうございます  
赤ちゃん和加菜ちゃん  
関山野塙本塙出沼杉山小倉  
荒澤張本塙羽生塙本塙  
簗輪和田塙深澤山野塙本塙  
浅野志和塙凌くん塙翔くん  
佑和塙志和塙凌くん塙翔くん  
光輝くん塙志和塙凌くん塙翔くん  
はるな和塙志和塙凌くん塙翔くん  
麗奈ちゃん塙志和塙凌くん塙翔くん  
はるな和塙志和塙凌くん塙翔くん  
和加菜ちゃん塙志和塙凌くん塙翔くん  
保護者  
総務課にご連絡ください。  
※掲載を希望します

## ▼表紙によせて▲

悪い鬼を追い出せ!

◆今月の1冊  
公民館図書室通信

## 老人力



著者 赤瀬川原平

発行 (株)筑摩書房

老人力は今、ひそかなブームです。

## ◆児童図書

しあわせの3つのおしえ

エマ・チエスター・クラーク

こどものすきなみさま

新美南吉

きたかぜのくれたテーブルかけ

川崎大治

おねぼうなじやがいもさん

村山籌子

金のくるみ銀の星

白阪実世子

わたしのモンスターかんさつにつき

ジャン・カール

## ◆一般図書

ライン

村上 龍

老いて「新しい自分」と出会う

吉沢久子

タイタニックは沈められた

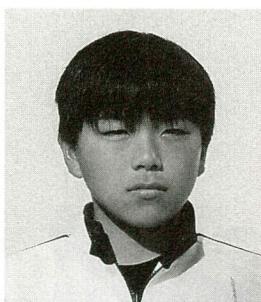
ロビン・ガーディナー&amp;ダン・ヴァンダーヴァット

わがまま鬼など、自分の性格に合わせた名前がつけられ、悪い鬼を追い出し、"いい子"になろうという気持ちが込められています。

皆さん、悪鬼を追い払い、福の神を呼び入れたでしょうか?

生存者

デイーン・クーンツ

大和三小6年  
箕輪 一樹くんMy Dream  
私の夢

## 1歳になりました

♥佐藤 絵美ちゃん(麻生)

たんじょう日: 2月13日

星座: 水瓶座

特技: 色っぽくウインク



★パパ(栄一さん)からひと言

「うちのお店(お菓子屋さん)の看板娘になってね」

☆ママ(祐子さん)からひと言

「健康に育ってね」

たです。また、6年生では、フォワードのポジションをまかされ、点を守ることから点を取る方に変わりましたが、ぼくは、自分が強気な性格だと思うので、点を取るフォワードの方があっていいように思います。体で当たったり、時には、足をけられたりもしますが、点を取った時の喜びは最高です。

少年団には、28名の仲間がいます。サッカーは11名で試合をやるので、試合に出る人と出られない人もいます。「試合に出られない人の分までがんばろ」といつも思っています。

サッカーを通して、色々な事を学び、絶対にJリーグの選手になることが、僕の夢です。

ぼくは、小学校4年生からサッカークラブに入り、放課後や休日の練習に取り組んできました。5年生になり、キーパーとして公式戦に出場できた時は、とてもうれしかったです。

ぼくは、小学校4年生からサッカークラブに入り、放課後や休日の練習に取り組んできました。5年生になり、キーパーとして公式戦に出場できた時は、とてもうれしかったです。

サッカーは11名で試合をやるので、試合に出る人と出られない人もいます。「試合に出られない人の分までがんばろ」といつも思っています。

サッカーを通して、色々な事を学び、絶対にJリーグの選手になることが、僕の夢です。